

(メール通知)
3障第1039号
令和4年1月20日

障害福祉サービス事業所・施設
障害児支援事業所・施設

} 設置主体法人代表者 様

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長
〔公印省略〕

令和4年度「福祉・介護職員処遇改善加算」等の取得に伴う 処遇改善計画書の届出期限について

平素から、本県の障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員の賃金改善に活用していただく「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下、「処遇改善加算等」という。）については、加算を算定する事業所は年度ごとに、処遇改善計画書等の届出が必要となります。

通常、令和4年度4月から算定する場合は、令和4年2月末までに計画書等の届出を行うものとしていますが、今般別添のとおり、厚生労働省より、処遇改善加算等にかかる通知の見直し（様式変更含む）を予定している旨の連絡がありました。

このため、令和4年度に4月または5月から処遇改善加算等を取得する場合の計画書の届出時期は、特例として、同年4月15日（予定）までに届け出てください。見込みです。ので、あらかじめ御承知おきください。

なお、本県の届出手続きにつきましては、厚生労働省から改正にかかる通知等が提示された後に改めてお知らせいたします。

また、令和4年2月から9月までの間、障害福祉サービス事業所等に従事する福祉・介護職員の賃金改善を行うために必要な費用を補助する「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の届出手続き等につきましても、厚生労働省から具体的な取扱い等が示され次第、お知らせします。